

岩手県告示第306号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づき堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり公示する。

平成22年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 二級河川大槌川水系大槌川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 堤防
- 3 河川管理施設の位置 上閉伊郡大槌町大槌第5地割47番地1地先から第3地割155番地2地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び住所 道路管理者 大槌町 上閉伊郡大槌町新町1番地1
 - (2) 代表者の氏名 大槌町長 加藤宏暉
- 5 管理の内容
 - (1) 自転車歩行者専用道路施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 専ら自転車歩行者専用道路施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間 平成22年3月18日から道路の存続する日まで

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び釜石地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。